

駐車場契約細則

サザンヒル八事分譲住宅管理組合を甲とし、サザンヒル八事分譲住宅居住者の内、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用（理事会が承認した親族等の利用を含む）を希望する者を乙とします。乙は、駐車場の利用申込により駐車位置が確定した場合に、以下を契約条件とする甲との駐車場契約を締結したものとします。

(契約自動車と駐車位置)

- 第1条 乙が甲の駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）は、抽選会用駐車場利用申込書（書式 7-1 抽選会用駐車場利用申込書） または、自動車登録（変更）申請書（書式 7-4 自動車登録申請書等） または電磁的な方法による申込に記載された自動車とします。但し、その自動車は、別紙「駐車料金と駐車可能な自動車規格」の規格に従うものとします。
- 乙は、継続して駐車場の利用を希望する場合、甲が毎年5月に開催する駐車場抽選会に合わせて、駐車場の利用を申し込む必要があります。
 - 乙の自動車の駐車位置は、原則として抽選によって決まった位置とします。但し、抽選終了後空いている駐車位置があり、他に利用希望者がいない場合は、この限りではありません。
 - 乙は、契約期間中に契約自動車を変更しようとするときは、自動車登録（変更）申請書（書式 7-4 自動車登録申請書等） または電磁的な方法によって申請し、事前に甲の承諾を得なければなりません。
 - 乙は、契約期間中に第3項により他の駐車位置を確保できた場合は、駐車位置の変更届（書式 7-4 自動車登録申請書等） または電磁的な方法によって届け出る必要があります。

(駐車場利用証明書の発行)

- 第1条の2 甲は、乙の申請（書式 7-4 自動車登録申請等）により、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）に基づき、「自動車の保管場所の確保の証明書」を発行するものとします。
- 前項の証明書の使用期間の開始は、原則申込日の翌日とし、終了はその後訪れる5月31日とします。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとします。
- 第1条2項の抽選会に参加する場合を除き、6月1日の翌日から翌年5月31日までの間の新規の利用申し込みは、原則としてその駐車位置確定

日の翌日から契約が開始するものとします。

(利用料金)

第3条 駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は、甲乙間で抽選等により確定した駐車位置に対する別紙「駐車料金と駐車可能な自動車規格」に記載された金額とします。

(利用料金の改定)

第4条 サザンヒル八事分譲住宅管理組合同規約（以下、規約）第15条の規定に基づく「駐車場運営細則」第8条により、利用料金の改定について、管理組合の総会で決議された場合は、利用料金を改定するものとします。

(利用料金の支払義務)

第5条 乙の利用料金の支払義務は、本契約の開始日から発生するものとします。

- 2 契約の開始の日の属する月又は契約終了日の属する月における駐車場の利用期間が1か月に満たないときの利用料金は、日割り計算した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。
- 3 乙は、継続利用の場合を除き、この契約締結と同時に本契約の開始日の属する月の利用料金を甲に支払います。その後は継続利用の場合も含めて、毎月25日までに当月分を甲の定める方法により甲に支払うものとします。
- 4 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、利用料金の全部又は一部の支払を遅延したときは、規約第62条第3項に定める遅延利息等を甲に支払わなければなりません。

(機械式駐車場の鍵)

第6条の2 甲は、乙が中段または下段の駐車位置を利用する場合に必要な数の鍵を貸与する。

- 2 乙が鍵を紛失した場合は実費弁償する。
- 3 乙が中段または下段の駐車位置を使用しなくなった場合は、鍵を甲に返却できるものとする。

(利用上の義務)

第6条 乙は、駐車場の利用に際し、別に定める駐車場運営細則、駐車場利用規則及び甲の指示を遵守しなければなりません。

(工作等の禁止)

第7条 乙は、駐車場内の設備及び敷地に一切の工作を行ってはなりません。

2 乙は、駐車場内に契約した自動車以外の一切の物品等を保管・放置してはなりません。

(乙の損害賠償義務)

第8条 乙又は契約自動車の運転者その他乙の関係者が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければなりません。

(甲に対する通知)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を文書により甲に通知しなければなりません。

- 一 乙が、姓名を変更したとき（書式 7-4 自動車登録申請書等）。
- 二 乙が、同居家族の中で契約者を変更するとき（書式 7-4 自動車登録申請書等）。
- 三 乙が、駐車場を14日以上利用しないとき（使用休止届、書式 7-5 駐車契約の解約届等）。

(乙の免責)

第10条 乙が駐車場の利用により被った損害については、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切その責めを負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 乙は、駐車場を転貸し、又はこの契約上の権利を譲渡してはなりません。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで直ちにこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- 一 駐車場の利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用しているとき。
- 二 利用料金を3か月以上滞納したとき。
- 三 乙が正当な理由なく契約自動車の駐車以外の目的をもって駐車場を利用したとき。
- 四 長期不在などにより駐車場の利用を継続する意思がないと甲が認めるとき。
- 五 サザンヒル八事分譲住宅を退去したとき。
- 六 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒

絶したときは直ちに、駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(解約と使用休止)

第13条 乙は、この契約期間中に解約しようとするときは、できる限り解約日の2週間前までに甲の定める解約届（書式7-5 駐車場契約の解約届等）を甲に提出するものとし、その解約届に記載された解約日をもって、この契約は解除されるものとします。

2 乙が解約届または使用休止届（書式7-5 駐車場契約の解約届等）を甲に提出しないで駐車場を利用しなくなった場合には、甲が乙の利用しなくなった事実を知った日の翌日から14日をもってこの契約は解除されるものとします。但し、使用休止届は正当な理由の無い限り3か月を上限とします。

(駐車場の明け渡し)

第14条 前条の解約又は第2条によりこの契約が終了したときは、乙が契約終了日の翌日午前中までに駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(不正利用による損害賠償)

第15条 乙が第12条第2項又は前条の駐車場明け渡し義務を怠ったときは、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで利用料金相当額の3倍の損害賠償金を甲に支払わなければなりません。

(保守点検等の際の協力義務)

第16条 乙は、甲が駐車場の保守点検又は改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければなりません。

(附則)

第1条 この細則は令和6年11月17日から施行します。

(既存駐車契約書)

第2条 本細則施行までに締結され、その時点で有効な自動車駐車契約書は、契約居住者を乙として全てこの細則に置き換わるものとします。

(附則)

この細則は令和7年5月18日から施行します。

別紙 駐車料金と駐車可能な自動車規格

サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約に係る「駐車場運営細則」第 8 条に基づき平成 20 年 6 月 1 日から一台の駐車料金の額を次のとおりとする。併せて、駐車可能な自動車の規格を定める。

1 機械式駐車場

大型車用

(全長 520cm 以下、車幅 205cm 以下、重量 2,300kg 以下)

上段 10,000 円/月、車高 : 210cm 以下

中段 8,500 円/月、車高 : 170cm 以下

下段 6,000 円/月、車高 : 155cm 以下

中・小型車用

(全長 485cm 以下、車幅 185cm 以下、重量 2,000kg 以下)

上段 8,400 円/月、車高 : 210cm 以下

中段 6,900 円/月、車高 : 170cm 以下

下段 4,400 円/月、車高 : 155cm 以下

(このページは空白です)